

仙台市国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）について

1 改正の理由

- (1) 国民健康保険の都道府県化に伴い、「国民健康保険法施行令」が改正されたことを踏まえ、保険料率の算定方法の変更などの所要の規定整備を行うもの。
- (2) 平成 30 年度の国民健康保険料算定に向けて、「国民健康保険法施行令」の改正が予定されていることを踏まえ、保険料の賦課限度額を改定するもの。

2 改正の概要

- (1) 国民健康保険の都道府県化に伴い、保険料率の算定にあたっては、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用を算定の基礎とすること、また、算定に用いる被保険者数や世帯数について、推計した数値を用いることとするなどの改正を行う。

※国民健康保険事業費納付金とは、市町村が支払う保険給付費の全額を、都道府県が市町村に交付（保険給付費等交付金）するための財源として、都道府県が市町村から徴収するもの。

- (2) 保険料の賦課限度額を以下のとおり、引き上げる。

| | | | |
|----------------------|-------------------|---|--------------------|
| 「基礎賦課額」の限度額 | (現行) <u>54</u> 万円 | → | (改定案) <u>58</u> 万円 |
| ※ 「後期高齢者支援金等賦課額」の限度額 | (現行) 19 万円 | → | (据え置き) 19 万円 |
| ※ 「介護納付金賦課額」の限度額 | (現行) 16 万円 | → | (据え置き) 16 万円 |

3 施行日

平成 30 年 4 月 1 日から施行し、平成 30 年度分の保険料から適用する。